平成２８年（フ）第４５号
栃木県大田原市中野内1773番地43
債務者　福永　和弘
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１４３号
愛知県新城市日吉字桶谷40番地２
債務者　原　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１４８号
愛知県蒲郡市形原町西中畑４番地14　アーバンヒル形原202号室
債務者　松下　利江
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１４９号
愛知県田原市吉胡町木綿台138番地　グランドパレス201号
債務者　宮崎　一博
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１５３号
愛知県蒲郡市鹿島町深田21番地２　レオパレスかしま101
債務者　足立宏明こと　アダチ　アレシャンドレ　ヒロアキ
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４１７号
岡山市北区伊島町３丁目２番10号ダヴィンチ202号、旧住所岡山県赤磐市桜が丘西８丁目18番１号
債務者　原崎　裕己
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第９２号
岡山県総社市井尻野1480番地11、前住所岡山県総社市中央３丁目８―112
破産者　栢野　一子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　当裁判所が平成28年８月29日午後１時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「岡山県総社市中央３丁目８―112」とあるのを、「岡山県総社市井尻野1480番地11、前住所岡山県総社市中央３丁目８―112」と更正する。
岡山地方裁判所倉敷支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１４２１号
千葉県市原市姉崎1525番地
破産者　有限会社山野商事
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２２号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前５丁目10番地１
破産者　山野　義彦
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４８号
札幌市南区真駒内本町６丁目３番１号
破産者　有限会社堀田商店
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６９号
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高屋敷17番地
破産者　農事組合法人大釜野生産組合
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９５２号
千葉県市川市大町124番地　（市営住宅大町第２団地５―5252号）
破産者　堀江　洋子
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１４号
東京都青梅市友田町３丁目92番地の14
破産者　三部　　昇
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５６７号
東京都日野市万願寺３丁目５番地の12ニューパリヤⅡ105
破産者　小野寺慎一
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３６５号
最後の住所川崎市川崎区渡田向町26番11号八木ビル　302
破産者　亡中島博己相続財産
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
福井県越前市国高３丁目第15号１番地
破産者　清水織物協業組合
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
福井市照手４丁目２番５号
破産者　加藤商事株式会社
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係